

施設基準

【令和7年7月1日】

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

2. 当院は、急性期一般入院料6に準じています。

急性期一般入院基本料6（28床）

入院患者様10名に対し1名以上の看護職員を配置しています。

1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時15分～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は15人以内です。
- ・深夜1時～朝8時15分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は15人以内です。

地域包括ケア入院医療管理料1（33床）

入院患者様に対して退院前の包括的なケアを提供しています。

感染症病床（4床）

スタッフは徹底した管理のもとで診療・看護・リハビリに当たりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. 当院は、以下の各種指定を受けた医療機関です。

健康保険法指定医療機関 労働者災害補償保険法指定医療機関 肝疾患指定専門医療機関 精神通院医療指定医療機関
特定疾患治療研究事業実施委託医療機関 小児慢性特定疾患治療研究事業実施委託医療機関

4. 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

食事時間：朝食 7時30分 昼食 12時 夕食 18時

5. 当院は、医療費の内容について詳細な明細書を交付する体制があります。

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査等の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にご旨お申し出ください。

6. 当院は、次の事項について九州厚生局長に届出を行っています。

※施設基準一覧は、こちらをクリックしてください。

☐ がん性疼痛緩和指導管理料（がん疼）

1. がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療および神経ブロックを提供できる体制を整えております。
2. 放射線治療および神経ブロックを行うにあたっては、患者さんまたはそのご家族が十分に理解し納得した上で治療方針を選択できるように文書を用いて説明を行います。

☐ 別添1の「第14の2」の2の(2)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算（在緩和病）

在宅緩和ケアを行うにつき十分な体制が整備され、看取りや緊急往診、麻薬使用等に十分な実績を有した常勤医師が配置されております。
（令和6年4月～令和7年3月 看取り人数37名）

☐ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料（在医総管1）

当院では、患者さまの状況に応じて、下記の薬局、訪問看護ステーション（以下「連携機関」という）と連携体制をとっています。
まの診療情報等を共有しています。

※以下参照

連携機関一覧 5施設以上

参考：<https://www.kaita-hospital.jp/outline/medical-fee.html>

☐ コンタクトレンズ検査料1（コン1）

1. 当院を初めて受診した方は、初診料291点、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外75点を算定致します。
 2. 飯塚病院では、コンタクトレンズ検査料1を算定しており、コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定致します。
- 本日の診療担当医は、別掲しております。
上記についてご不明な点がある際は、お気軽にご相談ください。

7. 当院は、医師事務作業補助者の配置しています。

病院勤務医の負担軽減対策および診療の質の向上を目的として医師事務作業補助者を配置し、以下のような業務を通じて医師の支援を行っています。
医師が診療に専念できる環境を整え、患者様への医療サービスの向上を図っています。

- ・診療録の代行入力
- ・各種診断書
- ・証明書の作成補助
- ・検査、処方指示入力補助
- ・医師の業務効率化に資する事務作業の支援

8. 当院では、医療安全対策を医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を整えるため、以下の取り組みを実施しています。

- ・都農町国民健康保険病院安全管理対策委員会を設置し、原則月 1 回定例的に会議を開催しています。
- ・院内における医療事故や危うく事故になりかけた事例等を検討し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策の検討を行っています。
- ・安全管理マニュアル（院内感染対策のための指針、院内感染対策マニュアル、医薬品安全使用マニュアル、褥創対策マニュアル等）を作成し、必要に応じて見直しています。
- ・医療事故発生時に当院のみで対応が不可能と判断された場合は、遅滞なく他の医療機関に応援を求めることとしています。

9. 当院では、地域におけるかかりつけ医として、以下のような対応を行っています。

- ・他の医療機関での受診状況や処方されているお薬を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・必要に応じて、専門医または専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果など、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・保険・福祉サービスに関するご相談にも対応いたします。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法などについて情報提供を行います。

10. 看護職員の負担軽減・処遇改善について

当院では、看護職員の働きやすい環境づくりのため、以下の取り組みを行っています。

①体制の整備

責任者の設置：総看護師長

勤務状況の把握

- ・勤務時間：週40時間以内。時間外労働は月平均2時間未満、連続勤務：最大5日以内、有給取得状況・時間外勤務の定期的な確認 夜勤配慮
- ・夜勤明けの翌日は原則休み、仮眠2時間を含む休憩時間の確保

②具体的な取組内容

- ・業務量の調整：時間外労働が発生しないよう業務量を調整
- ・多職種との業務分担 薬剤師：持参薬の共同管理、作業療法士：ADL動作の確認、言語聴覚士：嚥下機能状態の確認、管理栄養士：栄養相談・食事相談、病棟クラーク：物品の請求と管理

③夜間業務の負担軽減

- ・勤務間隔の確保：11時間以上の間隔を確保
- ・夜勤回数の制限：月の連続夜勤回数2回目までに設定
- ・柔軟な勤務体制：早出・遅出などの工夫

11. 当院は医療DX推進及び及び質の高い診療を実施するために十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

- ・診療を実施する診察室などにおいて、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を行っています。
- ・マイナ保険証を推進し医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方せんの発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXに取り組んでいます。

12. 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では、患者様の病状が安定している場合に限り、以下の対応が可能です。

- ・28 日以上長期処方を行うことができます。
- ・リフィル処方せんを発行することができます。

※対応の可否は、医師が患者様の状態を総合的に判断した上で決定します。

13. 当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。